

**平成 30 年度東北農政局
補助事業評価(再評価)の進め方(案)**

1 国が行う補助事業の再評価について

○ 農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定）に基づく事業評価として、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価を実施する。

H10~13:



県（事業主体）は、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うため、再評価を実施

H14~:



国（補助金交付者）は、補助金交付の方針を決定するため、再評価を実施

それぞれの視点から評価を実施

○ 再評価の目的

事業主体 評価主体	国（直轄事業）	都道府県等（補助事業）
国	事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢を踏まえた評価を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行う※ ¹	事業採択後、一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う※ ²
都道府県等	—	事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢を踏まえた評価を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行う

※1：「国営土地改良事業等再評価実施要領」より引用

※2：「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」より引用

2 評価手法

○ 客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに評価手法の向上を図るため、積極的に学識経験者等（以下「第三者委員」という。）の知見を活用し、全ての評価地区について第三者から意見を聴取。

○ 補助事業評価委員会の設置

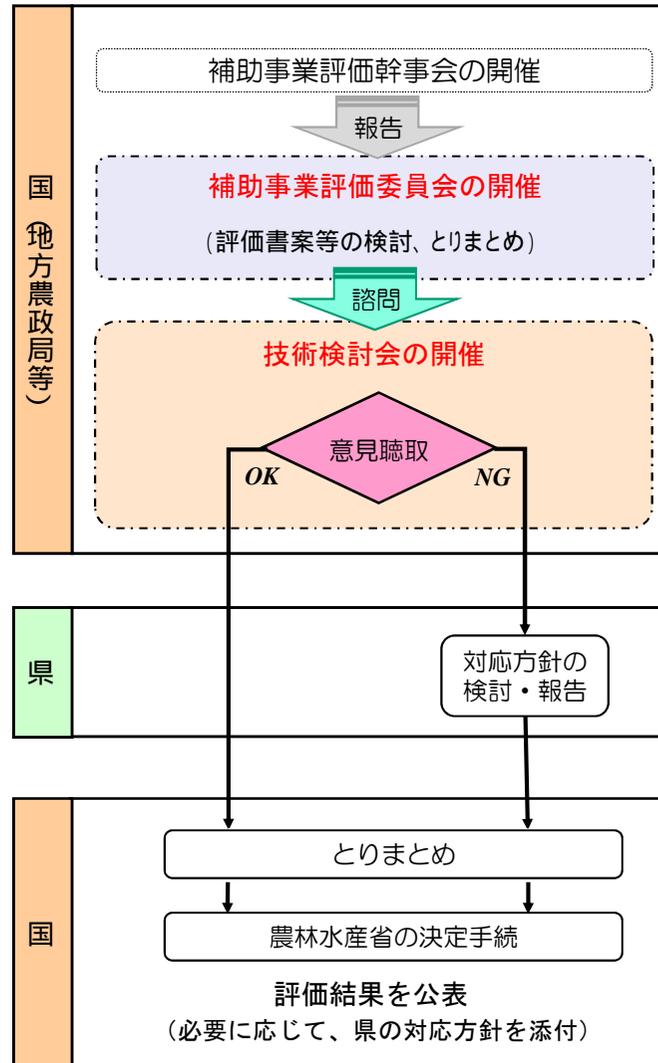
～ 効率性及び透明性の向上 ～

- ・ 社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の進捗状況等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価するため、補助事業評価委員会を設置。
- ・ 全ての地区について、技術検討会において意見を聴取。
- ・ 技術検討会で指摘された事項については、都道府県等に対応方針の検討・報告を求めた上で、国は評価結果を公表。

○ 技術検討会の設置

～ 客観的な評価の実施 ～

- ・ 技術的・専門的な知見を有する第三者からなる技術検討会を設置。



○ 再評価の対象事業及び実施時期

- (1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の(2)及び2の(2)に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。
 - 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
 - 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
 - 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと
- (2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。
- (3) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」
「平成30年度農林水産省政策評価実施計画」

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（1/3）

○ 地区別資料（別紙様式1）

農業農村整備事業等再評価地区別資料

別紙様式1

局名	〇〇農政局
----	-------

都道府県名	〇〇県	関係市町村名	〇〇都〇〇町 一(要)ふりがな
事業名	農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業)	地区名	〇〇 一(要)ふりがな
事業主体名	〇〇県	事業採択年度	平成〇年度
<p>【事業内容】</p> <p>事業目的： 本地区は、〇〇県北西部に位置した畑作地帯であり、小麦やねぎなどを中心に栽培してきたが、区画が不整形で農道幅員も狭いため、営農に支障を来している。 このため、今後の地域農業を支えるため、農道、区画整理及び畑地かんがい施設を整備することにより、営農労力の省力化や安定した農業用水を確保することで、担い手農家を中心とした畑作農業経営の安定及び生産性の向上を図り、本地域全体として農業競争力の強化を図るものである。←農村地域防災減災事業の場合は、文末を「本地域全体として農業経営の安定と国土保全を図るものである」として整理</p> <p>受益面積： 84ha 主要工事計画： 農道 3km 区画整理 84ha（整地工 84ha、農道 0.4km、用水路 13km、排水路 6km、暗渠排水 30ha）←区画整理の内工種は（ ）で記載 用水路 15km 揚水機場 1箇所</p> <p>総事業費： 2,384 百万円（計画総事業費：2,384 百万円） 工期： 平成 19 年度～平成 31 年度（計画工期：平成 19 年度～平成 31 年度） 関連事業： 国営かんがい排水事業 ■■地区、県営かんがい排水事業 ■■地区</p> <p>【項目】</p> <p>ア 事業の進捗状況 本地区の区画整理及び用水路はほぼ完了しており、平成 28 年度までの進捗率は、68.0%である。農道については、事業量の 89.5%が整備済みで、今後、橋梁の整備を進める予定である。</p> <p>① 計画工期に対して著しい変更は認められないか 本地区は、平成 19 年度に事業採択されたものの、他事業の河川改修工事などの協議調整に時間を要したことから工期を延伸することになった。その後は区画整理及び用水路の整備が進み、残事業の農道事業も平成 31 年度完了に向け計画的に事業進捗を図る予定である。</p> <p>② 地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか 地元負担について関係者との合意形成が図られている。</p>			



必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容の妥当性、事業効果の発現状況及び進捗状況等を費用対効果分析その他の手法により定量的に測定・把握。

3



事業の状況（進捗率や残事業量）を記載。



① 総事業費等について、事業計画上の数値と事業実施上の数値を併記することにより、事業管理状況を明らかに。



③ 計画どおりの工期となっているか（延期している場合はその理由）等を記載。



④ 関係者間の合意形成状況を記載。

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（2 / 3）

イ 関連事業の進捗状況
 本地区の関連事業は「国営かんがい排水事業 ■■地区」及び「県営かんがい排水事業 ■■地区」である。平成 28 年度までの進捗状況は、国営事業では進捗率は 67.3 % であり、水源施設である ■■ダムが完成し、受益地への早期送水に向け、各施設の整備を進めている。

① 「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
 農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。

② 国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
 国営事業の進捗に応じて本事業で整備する揚水機場は整備済みである。なお、国営事業からの用水供給は、別途、県営かんがい排水事業で進めている。（又は、「本地区は国営付帯地区に該当しない」）

ウ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化

① 受益面積の増又は減が 10%未満であるか
 計画変更(平成 30 年 6 月計画確定予定)を行っているところであり、現時点での受益面積となることから変動が生じていない。

② 主要工事計画の著しい変更が認められないか
 用水路の延長が 10%以上増加したため、事業量の変更を含めた計画変更(平成 30 年 6 月計画確定予定)を行っているところであり、現時点での計画となることから著しい変更は認められない。（又は、「計画どおりであり、変更はない」）

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む）
 本地区は、農業効果の算定基礎となる地域農業振興の基本方針などの諸情勢の変化を踏まえ、現在、計画変更を行っているところであり、現時点での計画となることから費用対効果分析の基礎となる要因の変化は生じていない。

① 工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の 10%未満であるか
 主要工事に係る計画変更を行っているが計画事業費の変更はない。

② 市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか
 ■■市及び■■町の農業振興地域整備計画と整合が図られている。
 ・費用対効果分析の結果（B/C）1.50（現計画時：1.50）

オ 環境等の調和への配慮
 本地区は、広大な水田地帯がひろがり豊かな田園風景が形成され、一級河川 ■■川や■■川が隣接することから、自然環境が残っており、■■町などの田園環境整備マスタープランにおいては環境配慮区域となっている。
 本地区の周囲は水辺環境に囲まれているものの、地区内に特に配慮すべき生物が生息していない状況であり、工事実施に際して環境負荷の低い機械を使う等してきたところである。
 今後、残事業となる農道工の橋梁工事等では河川区域等を工事するため、濁水発生や土砂流失を防止するなど、河川内の生態系への配慮に努めていく。

⑤ 関連事業の概要及び進捗状況を記載。

⑥ 関連施策等との連携・調整や国営事業との進捗調整の状況を記載。

⑦ 受益面積、主要工事計画の変更の必要性について記載。計画変更手続中の地区にあっては、その旨を記載。

⑧ 事業費の変更の必要性について、定量的な記載とし、併せて変動の要因も記載。計画変更手続中の地区にあっては、その旨を記載。

⑨ 費用対効果分析の基礎となる農業振興計画等との整合及び費用対効果分析の結果を記載。

⑩ 環境との調和への配慮の内容について記載。

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（3 / 3）

⑪ 評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについてそれぞれ記載。

⑬ 代替案の実現の可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）及び計画変更年月日（計画確定日）等を記載。

⑮ 必要に応じて事業主体の予算の要求の方針を再聴取するなど事業主体の主体性を十分に尊重しつつ、国として補助金を交付する方針を明記。

カ	事業コスト縮減等の可能性 本地区のかんがい方式は、当初、スプリンクラーを計画していたが一般的に扱いやすい多孔管かんがいやマイクロスプリンクラーの利用が広まってきたことから、施設の整備計画見直しを行った。それに伴い管路内の圧力を抑えることにより管路材料の規格を下げ、建設コストを抑えることが出来た。 今後、実施予定の工事においても、積極的にコスト縮減に努めることとする。
キ	地元（受益者、地方公共団体等）の意向 受益地では、小麦を中心に生産しているが、今後の地域農業を支えるため、区画整理を行い、また、国営事業の用水を活用し、野菜等を中心と営農に転換し、担い手農家を中心とした農業経営を進めようとしており、担い手集積率は18% (H18) から54% (H28) に増加している。 また、農道を整備することで、市場へのアクセスが良くなり、かつ一般交通など地域の環境整備が図られるため、早期完了を要望している。
ク	その他 第1回計画変更年月日（計画確定日） 平成23年8月13日。 第2回計画変更 現在法手続き中。平成30年6月計画確定予定。
事業主体の事業実施方針	継続する。
事業主体の予算要求方針	平成30年度予算を要求する。
第三者の意見	工期が長期化する要因となった河川協議も了し、現在は計画変更を行っているところであり、現時点で今後変更となる要因も無いことから、早期事業完了に向け計画的な事業推進が望まれる。 今後は整備された基盤と地域特性を活かし、新規就農者を含む多様な担い手支援を推進されたい。一事業の目的や役割を改めて記載するよりも、現計画に沿った事業の状況及び変更すべき状況を踏まえ、継続などの方向性につながることを記載する。
補助金交付の方針	予算を割り当てる。

⑫ 受益者、市町村等の事業に係る者の意向、要望を記載。

⑭ 意見のうち特記すべき事項について記載。

○ 再評価結果書（様式2）

農業農村整備事業等再評価結果書(案)

評価主体	都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目											事業主体の 実施方針	事業主体の 予算要求方針	技術検討会の意見	補助金交付の方針(案)	備考			
					ア		イ		ウ		エ		オ	カ	キ						ク		
					①	②	①	②	①	②	①	②										B/C	
関東農政局	茨城県	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)	飯富岩根	茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.56	○	○	○	-	継続する。	予算要求する。	工期が長期化する要因となった河川協議も了し、現在は計画変更を行っているところであり、現時点で今後変更となる要因も無いことから、早期事業完了に向け計画的な事業推進が望まれる。今後は整備された基盤と地域特性を活かし、新規就農者を含む多様な担い手支援を推進されたい。	予算を割り当てる。	
関東農政局	茨城県	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)	大宝	茨城県	○	○	-	○	○	○	○	○	1.27	○	○	○	-	継続する。	予算要求する。	現計画における変更要因も特にないため、平成27年度の事業完了に向け、計画的な事業推進が望まれる。今後は整備された基盤を活かし、地域の担い手を中心に農地集積を進めるとともに農作物のブランド化等への取組も推進されたい。	予算を割り当てる。		
北陸農政局	新潟県	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)	岡新	新潟県	×	○	○	-	○	○	○	○	1.16	○	○	○	-	継続する。	予算要求する。	埋蔵文化財の調査及び厳しい財政事情から事業の進捗が遅れているが、事業の進捗とともに大規模農家への農地集積や生産性の向上などの事業効果が徐々に現れている。引き続き、環境との調和に配慮し、コスト削減を進めつつ、事業の早期完了と効果発現を図られたい。	予算を割り当てる。		

(注1) 「項目」欄については、ア、事業の進捗状況、イ、関連事業の進捗状況、ウ、農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化、エ、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、オ、環境等の調和への配慮、カ、事業コスト縮減等の可能性、キ、地元(受益者、地方公共団体等)の以降、ク、その他に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は-を記入する。

(注2) 「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にとっては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案(予算割当に関する方針及びその理由等)を簡潔に記入する。

① 評価項目について、点検結果(適否)を明らかに。

② 学識経験者等の知見を政策の特性に応じて活用。

③ 事業主体の主体性を尊重しつつ、補助金交付に係る国の方針を明らかに。

【地区別評価結果の評価内容等】

・各項目の評価内容等は次のとおり。

項 目		評価の主たる視点又は内容
ア	事業の進捗状況	①計画工期に対して著しい変更が認められない。 ②地元負担等について、関係者間の合意形成が図られている。
イ	関連事業の進捗状況	①「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われている。 ②国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られている。
ウ	農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化	①受益面積の増又は減が10%未満である。 ②主要工事計画の著しい変更が認められない。
エ	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	①工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10%未満である。 ②市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られている。
オ	環境との調和への配慮	事業主体から得られた情報に基づく、環境等との調和への配慮に関する取り組みや課題等
カ	事業コスト縮減等の可能性	事業主体から得られた情報に基づく、コスト縮減に向けた取り組みや課題等
キ	地元（受益者、地方公共団体等）の意向	事業主体から得られた情報に基づく、地元の意向や要望
ク	その他	代替案の実現可能性（上記検討の結果、問題があると認められる場合に限る）
事業主体の事業実施方針		事業主体が決定した継続、事業内容の見直し、中止等の方針
事業主体の予算要求方針		事業主体の事業実施方針に基づき、事業主体自らが決定した予算要求の方針 （予算要求する、予算要求しない）
第三者の意見		各地方農政局等が実施した評価結果案に対する学識経験者等第三者の意見
補助金交付の方針		国が決定した予算割り当てに関する方針

注：別紙様式2の「農業農村整備事業等再評価結果書（案）」における項目欄（ア～ク）については、所定の条件を満足している場合は○、そうでない場合は×、条件を満足する必要がない場合は－を記入している。